

袋井市中部流域治水対策推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「袋井市中部流域治水対策推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、袋井市を流れる蟹田川・沖之川・小笠沢川流域において、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進するための協議、情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、表－1の職にある委員をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 その他の袋井市中部3流域内の関係機関の参画については、協議会の同意を得て、委員として追加できるものとする。
- 4 協議会の会長は、静岡県袋井土木事務所長とする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「水災害対策プラン（以下「プラン」という。）」の策定及び公表
- (2) プランの各対策における実施目標期間の設定
- (3) プランに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(会議の成立)

第6条 協議会の会議は、表-1の委員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に開催し、会議の議長は会長がこれにあたる。

2 諸般の事情により、会議開催が困難な場合には、書面開催による決議とする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、表-2の職にある幹事をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局は、静岡県袋井土木事務所、袋井市都市建設部土木防災課に置き、代表事務局を静岡県袋井土木事務所とする。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和6年10月28日から施行する。

本規約は、令和8年5月29日から施行する。

袋井市中部流域治水対策推進協議会組織構成

[表-1]

協議会構成員

関係機関		委員
静岡県	総務部	西部地域局副局長兼西部危機管理監
	経済産業部	農地局 農地計画課長
		農地局 農地保全課長
		中遠農林事務所長
	交通基盤部	河川砂防局 河川企画課長
		河川砂防局 河川海岸整備課長
		都市局 都市計画課長
		都市局 生活排水課長
		袋井土木事務所長
	袋井市	危機管理部
産業経済部		産業経済部長
都市建設部		都市建設部長
		都市建設部 技監

[表-2]

幹事会構成員

関係機関		幹事
静岡県	総務部	西部地域局 危機管理課 班長
	経済産業部	農地局 農地計画課 事業調整班長
		農地局 農地保全課 農地保全班長
		中遠農林事務所 農村計画課長
		中遠農林事務所 農地防災課長
		中遠農林事務所 治山課長
	交通基盤部	河川砂防局 河川企画課 課長代理
		河川砂防局 河川海岸整備課 河川整備班長
		都市局 都市計画課 都市政策班長
		都市局 生活排水課 主幹
		袋井土木事務所 維持管理課長
		袋井土木事務所 企画検査課長
		袋井土木事務所 河川改良課長
		袋井土木事務所 都市計画課長
袋井市	危機管理部	危機管理課長
	産業経済部	農政課長
	都市建設部	都市計画課長
		土木防災課長
	環境水道部	下水道課長

事務局

静岡県袋井土木事務所、袋井市都市建設部土木防災課